

1月入会者の会員資格についての内規

2022.5.7

一 例年1月の理事会にて入会が承認された会員（前年12月までの申請者）については、当該年度の会費の納入により以下の①②の資格を有するものとする。

①同年5月に開催が予定される「九州中国学会大会」での研究発表の応募。

②同年5月に発行が予定される「九州中国学会報」への研究論文の投稿。

*なお、上記①②の応募締め切りは、既存会員の期日に準拠することとする。

二 1月に入会が承認された者の学会費納入の起算日は、上記一①・②の資格を求めない限り同年5月から始まる「新年度」とする。ただしその会費の請求は、既存会員と同様に、同年3月に行われるものとする。